＜お客様用＞

建築物

を新築・増築される皆さんへ

資産税課から

家

屋評価調査のお願い

　資産税課から、これから市内に建築物を新築・増築される方にお知らせです。

（※建築物とは～住宅、共同住宅、事務所、店舗、工場、倉庫、物置、車庫等のことを言います。）

 建築物を新築または増築された場合、その翌年から固定資産税が課税されます。

資産税課では、これらの建築物を対象に、固定資産税の課税の基礎となる評価額を算出するため、建物の中を見せていただく家屋評価を実施しております。

この調査は、適正な税額を算出するための重要な調査となりますが、「仕事をしているため、調査に立ち会う時間が取れない。」「引越しも終わり、生活用品も入っており、押入れや、洗面所などの中を見られるのはちょっと．．．」などと言った、調査に対する多くのご意見をいただいているところです。

このようなご意見を参考に皆様のご負担軽減を図るため、業務の改善を実施し、平成２６年６月以降、建築物完成時に行われます建築完了検査時に家屋評価担当者が同行し、家屋評価を実施させていただくこととなりましたので、何卒、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

 なお、家屋評価時に立会いをご希望される方がいらっしゃいましたら、下記の連絡先までご連絡くださいますようお願いいたします。

 ＜平成２６年６月以降業務の流れ＞

建築物

完成

完了検査

（建築開発課）

家屋評価調査

（資産税課）

同時に実施

所有者

家屋評価のしおりを送付

 <<連絡先>>

〒080-8670 帯広市西５条南７丁目１番地

帯広市資産税課家屋係

 電話 0155-24-4111（代表）内線 1551～1556

0155-65-4123（直通）